

写

一関地区広域行政組合職員措置請求書



別紙

2023年11月21日

一関地区広域行政組合監査委員 御中

請求人 子ども達の未来と環境を守る会

代表

住所

電話

携帯

請求の趣旨

一関地区広域行政組合が、一関市千厩町千厩字北ノ沢ほかに新たに一般廃棄物最終処分場等を建設することを前提として公金を支出し、契約を締結もしくは履行し、債務その他の義務を負担することは、違法不当である。

そこで、地方自治法第242条第1項の規定により、上記一般廃棄物最終処分場等の建設に関して、既になされた環境調査のための委託契約等についてはこれを解除し、これにかかる支出を差し止め、既に支出のなされた部分については、これにより一関地区広域行政組合の被った損害を補てんするため、委託者ないし受託者に対し、不当利得返還請求もしくは損害賠償請求をするなどの必要な措置をとることを求める。また、上記一般廃棄物最終処分場等の建設に関して、今後なされうる用地取得のための契約、工事請負契約については、その締結ないし履行・支出を差し止めるなどの必要な措置をとることを求める。

請求の理由

第1 事実経過

1 一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）は、2017（平成2

9) 年3月に廃棄物処理基本構想を策定し、岩手県が1999(平成11)年3月に策定した「岩手県ごみ処理広域化計画」及び県南地区ごみ処理広域化検討協議会で2013(平成25)年11月に策定した「県南地区ごみ処理基本構想」に基づく整備に係る基本方針をまとめた。

2 組合は、現在、一般廃棄物最終処分場(以下「新最終処分場」という。)の新設を進めているが、「新最終処分場」に関する確認・意見・要望・質問書に対する回答について」も参考に、以下のとおり事実経過を整理する。

(1) 新最終処分場の必要性としては、次の点があげられている。

家庭や事業所から排出された一般廃棄物は、組合が収集し、焼却や破砕などの中間処理を行い、舞川清掃センター、花泉清掃センター、東山清掃センターの3か所の最終処分場に埋立て処分しているところである。これら3施設全体の埋立て容量のうち、8割ほどの埋立てを終えた。毎日排出される廃棄物の適切な処理を持続するには、埋め立てる容量が残っている間に新たな最終処分場を用意しておく必要がある。

(2) 組合は、2018(平成30)年3月から、一関市と平泉町の全域を対象として新最終処分場の候補地選定を開始した。

候補地選定は、廃棄物処理工学、環境影響評価、動物生態学、植物生態学、地盤工学など各分野の専門家7人で構成する一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、第1次選定から第3次選定までを3段階で51の評価項目を定めて行った。

(3) 2019(令和元)年10月、選定委員会から候補地4か所を選考したという報告を受け、組合はこの4か所の候補地を最終選考候補地と決定した。

なお、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設(以下「新処理施設」という。)については、2018(平成30)年9月にエネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会を設置して新最終処分場と同様の方法により候補地選定を行い、2019(令和元)年10月に同委員会から候補地4か所を選考したという報告を受け、組合はこの4か所を

最終選考候補地と決定した。

- (4) 組合では、施設の整備計画や建設候補地の絞込みなどの検討を進めるため、2019（令和元）年9月に一関市、平泉町、組合の職員で構成する一般廃棄物処理施設整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置した。

建設候補地の絞込みに当たり、検討委員会では、組合が目指す施設の在り方を施設整備基本方針としてまとめ、この基本方針を基に新最終処分場は26の評価項目、新処理施設は28の評価項目を設定して、それぞれ4か所の最終選考候補地の評価を行い、2020（令和2）年11月、新最終処分場は「一関市千厩町千厩字北ノ沢ほか」を、新処理施設は「一関市弥栄字一ノ沢ほか」を建設候補地として最適であると評価した。

- (5) 2018（平成30）年3月に候補地選定を開始してから2021（令和3）年12月までに、住民説明会等を実施し、組合広報紙「くらしの情報」の全戸配布などによる事業の広報をした。

- 3 2022（令和4）年3月には、組合は、一般廃棄物最終処分場整備基本計画を策定し、新最終処分場を整備するため、施設形式や施設規模、環境保全対策などの基本的な事項について考え方をまとめている。

- 4 「廃棄物処理基本構想」が出された2017（平成29）年度から、2021（令和3）年度11月までに、一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会の高速道路通行料金や会場使用料、説明会の会場使用料や放送器具購入費など、広報紙印刷代など、合計3942万円を支出した。

また、新最終処分場の地形測量と地質調査は、令和3年度に実施し、令和3年度（11月まで）1835万円を支出した。

2022（令和4）年度以降の予定（用地測量・基本設計・生活環境影響調査等）に係る予算については、2021（令和3）年12月現在において、基本設計、生活環境影響調査（令和3年度から令和5年度までの期間に実施予定）として総額で9825万円である。また、現在、施設建設費として8501万2000円が計上されているが、用地測量

費については、入札の関係から確定した金額が計上できないとされている。

第2 違法不当について

上記の一関市千厩町千厩字北ノ沢ほかを建設候補地として、新たに一般廃棄物最終処分場等を建設するとの計画（以下、「本件計画」という。）は、以下に述べるとおり、必要な検討を怠っており、または誤りがあるため、これを前提とする契約締結・公金支出は違法かつ不当である。

1 本件計画自体が不必要であること

- (1) 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。

令和3年6月11日に公布、令和4年4月1日に施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」＝プラスチック資源循環法は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があるとして制定されたものである。

- (2) こうした動きからすれば、今後、廃棄物の排出総量の減少が期待できるものである。そうであれば、組合の「毎日排出される廃棄物の適切な処理を持続するには、埋め立てる容量が残っている間に新たな最終処分場を用意しておく必要がある。」との認識も、所与のものではないものというべきである。

2 選定に誤りがあること

- (1) 施設完成後の廃棄物の搬送コストを考えれば、新焼却施設が近い場所が、建設地としては適切である。

これについて、エネルギー回収型一般廃棄物整備候補地選定委員会と新最終処分場の選定委員会では、候補地を一関市、平泉町の全域から4か所までに選定する段階で、運搬コスト面も考慮し、人口重心から半径1.5kmの範囲に絞り込んで選定を進めたとしている。

この点、組合は、「輸送コストのみを考えれば両施設を同一敷地内に整

備することが効率的です」とするものの、「輸送コスト以外の条件も評価した結果、両施設の条件を同時に満たす候補地はありませんでした。そのため、それぞれの施設の最適地を選定したところですよ。」とするが、そもそもの絞り込みの妥当性に疑問がある。

具体的には、

- ア 距離設定として文教施設から300メートルという非常に狭い範囲での距離設定がなされている。この距離設定については、選定委員からも疑問が呈されていた（平成30年9月12日議事録）。
 - イ 本件計画候補地500メートル以内には、民家が94軒あり、最も近接している民家で約数十メートル、1キロメートル圏内には、千厩小・中学校、千厩駅、民家、神社、教会、イベントホール、スーパー、千厩病院、衣料品店、介護施設、団地がある。生活環境への影響の検討が欠落している。
 - ウ 2023年2月配布の一関防災マップによると、千厩川流域は河川氾濫区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている。この場所の選定には防災上問題がある。
- (2) 次に、選定評価の北ノ沢（候補地 No.276）の土地権利面の評価において筆界未定地があるにもかかわらず記載がない（選定結果報告書資料表13表17）という問題が存する。

3 都市計画との不整合等

- (1) 千厩町千厩字北ノ沢地内は、合併前の千厩町において、市街地の拡大による町の発展を期すための区域として、「都市計画区域」の一部に設定された。以来、警察署（国道284号千厩バイパス）から同区域内の500メートル区間に7つの事業所等や13軒の住宅が新築されるなど、着々と都市計画区域としての役割を果たしている。今後も、同区域内に住宅地の整備や企業誘致による働く場の確保を行い、人口減少に歯止めをかけるうえで重要な区域である。

本件計画は、これと逆行するものであり、都市計画と整合しない。

- (2) 建築基準法51条は、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場

又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」と規定している。

北ノ沢の場合、都市計画区域内であると思料されるが、これを審議した形跡もなく、規模も人口約11万人分になるので、上記但書きは、適用されないものと思われる。

これについて、建築基準法施行令第130条の2の2にある「位置の制限を受ける処理施設」にあたらぬ（建築物ではない）として、建築基準法51号のごみ処理施設にはあたらぬ、との反論が予想される。

しかし、都市計画運用指針には「恒久的かつ広域的な処理を行うものについては、都市計画決定することが望ましい。」とある。本件計画は、これを無視し、都市計画マスタープランにも組み込まれず、議論もされていない状況で進められているという問題がある。

- (3) さらに、近年災害の激化で、国交省の指針に基づき、去年3月に指定された、県のハザードマップには、千厩川沿いの千厩町市街地のほとんどが、洪水浸水想定域になっている。これは、候補地の北ノ沢のすぐ下流であり、その北ノ沢も複数の暗渠をくぐり市街地内で千厩川と合流している。このハザードマップは令和3年7月に国交省が示した「想定し得る最大規模の降雨」より作成されており、上流に廃棄物を積み上げる最終処分場も、同様の想定を元に判断する必要がある。

千厩川の下流の西小田地区では、河川改修が進んでおらず、川幅が半分になり、過去の台風では滞留した川が数十件床上浸水を起こす被害も発生している。

さらに下流で千厩川と北上川が合流する川崎町薄衣地域は、歴史的に洪水常習地域であり、大規模な河川改修が行われたが、合流地点の千厩川水門では、水門閉鎖時に千厩川を北上川に流すポンプが設置されていない。

そうであれば、「想定し得る最大規模の降雨」が起こってしまった場合、処分場で汚染された水が廃棄物ごと洪水により下流域を丸ごと汚染する事が容易に想像できる。

4 説明不足・住民合意の不在

(1) 上記のとおり組合は、この間、説明会を実施したとする。

(2) しかし、実際に開催された説明会は、偏重があった。例えば、周辺自治会、周辺土地所有者への説明会はあったものの、「町民」への説明という視点が不足していた。また、説明会においては、発言を萎縮させるような雰囲気を感じたものもいた。

(3) そうしたことから、本件計画については、未だ住民合意不在のまま進められている。

5 事故の危険

(1) 住民としては、本件計画にかかる施設は、基本的には、人家のある市街地に建設すべきものではないと考えている。本件計画にかかる場所には、すぐ近くに住居が存する。また、臭気等への不安もあり、昨今の気象条件・災害等を踏まえると、絶対安全な施設はありえないと考えている。

しかし、組合は、立地が市街地であるかどうかについて、判断に重きをおいていないようにみえる。この点、考慮すべき事項の検討を欠いている。

(2) 次に、施設の概要であるが、組合による説明とその問題については、次のようなものである。

ア まず、遮水についてである。

(ア) 組合の説明は、次のようなものである。

埋立地は遮水し、水を浄化して放流埋立地内に降った雨水が浸み込ん

で出てくる水（以下「浸出水」という。）が漏水して周辺の地下水や土壌を汚染しないようにするため、埋立地には十分な強度と耐久性を備えた遮水シートを敷設し、浸出水を集める。集めた浸出水は、浸出水処理施設で浄化してから放流する。

遮水シートからの漏水の監視については、地下水観測井戸の水質のモニタリングを行うほか、万が一の遮水シートの漏水が発生した場合に備え、迅速で確実に漏水箇所を特定できるよう、電気式漏水探知システムを導入する計画である。

施設の規模は過去の気象観測データを基に算出浸出水は、埋立地の出口に設置する調整槽に一時的に溜め、処理量を調整してから浸出水処理施設に送る。

埋立地の外側に降った雨は、埋立地の外周に設置する排水路を使って防災調整池に集め、一気に流れ出さないように水量を調整して放流する。

浸出水処理施設や調整槽、排水路、防災調整池は、過去30年間の気象データから、降雨量が最も多い年や月などの観測データを基に規模を算出し、客観的なデータに基づいて設計を行う。

(イ) しかし、ビニールシートは1.5 mmと言うが、下で漏れがあったら修理できない。また、センサーを入れるというが、何が起きるか分からない。地下水への影響もわからない。

実際、福島県小野町や長崎市の事例では、トラブルが発生している。

イ 臭気対策と飛散防止について、埋立て処分するものは、現在の施設と同様に焼却灰（燃え殻）、飛灰（ばいじん）、不燃残さ（焼却処理後の金属類など）、不燃物（陶磁器、ガラスなど）である。埋立て処分は、悪臭の原因となるような腐敗するものは含まないという。また、埋立て処分する焼却灰などには、風雨による飛散などを防止するため、現在の施設と同様に即日覆土を行うとする。

しかし、これも、全国の事例をみれば、実効性のないものである。そもそも、オープン型の処分場というもの自体が、欠陥のあるものである。

6 水質汚染の危険

(1) 組合によれば、浸出水を浄化した水（以下「放流水」という。）を放流する河川は、北ノ沢川と考えており、放流場所はこの川の水を用水として利用している方の意見を聴取し、決定するという。

放流水の水質については、法令などの排水基準よりも厳しい自主基準を設定し、計画放流水質以下となるように処理するため、新最終処分場の放流水は、水質汚濁にはつながらないものと考えているとある。

(2) しかし、前述のとおり、遮水シートによる遮断という構造自体が欠陥を有するものであり、現に全国の事故例をみれば、「水質汚濁にはつながらないものと考えている」こと自体が、不合理な認識である。

千厩川は鮭が帰ってくる川である。こうした豊かな環境が汚染されてしまえば、取り返しのつかないことである。

7 子ども達の未来と環境への影響

(1) 本件計画にかかる候補地のおよそ460メートルというすぐ近くには、県立千厩高校の農場とグラウンドがあり、地下水・臭い等が心配される。同校では、生徒が農作物を育てており、これを販売している。本件計画にかかる施設が建設されとなれば、汚染のほか、風評被害も予想される。

この点、組合は、新最終処分場の周辺はもちろん、千厩高校のグラウンドや農場への影響はないと考えるというが、これ自体、影響の軽視という問題が窺われる。考慮すべき事項に対する検討を欠いている。

(2) 次に、北ノ沢地区には、若い人たちが新居を構え始めており、子ども達が小・中・高校へと通う中、通学路の危険性が指摘される。

仮に新最終処分場が建設される場合、出入りする車両等による交通事故が懸念される。この点についての検討も不十分である。

8 小括

このように、本件計画は、前提となる事実認識に誤りがあり、考慮すべき事項を考慮しておらず、その結果、本来候補地としておよそ相応しくない地区について、候補地として検討を進め、そのための費用を費やしている。

地方自治法第2条第14項では「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第8条では「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。上記不必要な費用の支出は、結果として、これら規定に違反している。

一方、本件計画は、周辺住民の人格権等を侵害する危険のある計画となっている。

第3 結論

- 1 以上のとおり、本件計画を前提とした支出は、地方自治法ないし地方財政法にも違反するものとして、違法不当である。

よって、請求の趣旨記載の措置をとることを求める。

- 2 なお、新最終処分場北の沢地区建設に反対する一関市・平泉町地区の住民は、2022年には5000人分の署名を市長と広域行政組合議会議長に提出している。地域住民の多くが反対しているということを付言する。

以上

事実証明

- 1 基本構想
- 2 一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会会議録
- 3 一般廃棄物最終処分場整備候補地選定結果報告書
- 4 「新最終処分場」に関する確認・意見・要望・質問書に対する回答について
- 5 一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会会議録